

倉吉市農業委員会規程の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

倉吉市農業委員会 会長 山 脇 優



倉吉市農業委員会規程の一部を改正する規程

倉吉市農業委員会規程（昭和37年倉吉市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第16条 削除 (準用規定) 第19条 略 2 <u>事務局の職員の任用、勤務条件、分限、服務及び給与については、特別の定めがあるもののほか、市長がその職員に関し定めるものの例による。</u>	(職員に適用される基準) 第16条 <u>職員の任用、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いについては、倉吉市職員の例による。</u> (準用規定) 第19条 略 2 <u>職員の再任用については、倉吉市職員の再任用に関する条例施行規則（平成25年倉吉市規則第24号）の例による。</u> 3 <u>会計年度任用職員の取扱いについては、倉吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年倉吉市条例第5号）及び倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則（令和2年倉吉市規則第3号）の例による。</u>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。